

常陸太田市教育委員会定例会（8月）会議録

- 1 日 時 令和元年8月23日（金）午後3時00分
- 2 場 所 常陸太田市役所分庁舎教育委員会会議室
- 3 出席委員 教育長 石川 八千代
委員（教育長職務代理者）中村 和幸
委員 稲田 昌孝
委員 安西 仁人
委員 谷下田 幹子
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局職員 教育部長 生天目 忍
教育総務課長 荷見 久志
指導室長 根本 泰
生涯学習課長兼生涯学習センター館長 井坂 修
文化課長 岩間 勇二
スポーツ振興課長 鈴木 正明
図書館長 大久保 佳明
学校給食センター所長 増山 泉
- 6 会議録署名委員 谷下田 幹子 委員
- 7 議 案
議案第42号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する
条例の意見について
議案第43号 常陸太田市教育委員会の所管に属する職員の任免について
議案第44号 常陸太田市公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第45号 常陸太田市運動部活動の方針の改定について
- 8 その他
教育財産（里美文化センター入口）の所管換について
- 9 閉 会 （午後3時52分）

教育長

午後3時00分、本日は中学生海外派遣研修報告会終了後に教育委員会会議ということで、委員の皆様には大変お疲れ様です。

皆様お揃いですので、それでは、ただ今から教育委員会8月定例会を開会いたします。

8月も下旬に差し掛かり、あと1週間で2学期を迎えようとしております。今年の夏は、7月に雨の日が多くありました。今年は、昨年度の記録的な猛暑を踏まえ、学校の普通教室にはエアコンを設置したところでありましたが、夏休み前、猛暑という気温にならなかった影響で、子どもたちの教育活動において、エアコンの設置効果については顕著に表れることがありませんでした。8月に入りますと、連日暑い日が続いているようですが、ここ数日、特に朝方は少しだけ涼しくなってきた感じを受けています。

中学生の行事ですが、中学2年生の参加者26名、中国余姚市への海外研修派遣事業として無事に研修を行ってきました。外国の文化や言語に触れ、一人一人が貴重な体験となったことと思います。また、小学生の行事ですが、久慈の杜未来塾の主催によりまして、毎年恒例になりました、第12回久慈の杜100^キ徒歩の旅に61名の子どもたちが完歩をいたしました。そのうち市内の児童が35名と聞いております。8月8日からの5日間の日程でしたので、子どもたちにとって暑さの非常に厳しい環境ではあったことと思いますが、それぞれ皆が頑張ったことと思います。今年で12回目を迎えるわけですが、普段の学校教育とはまた違った素晴らしい事業であり、今後も継続させていって欲しいと思っております。

その他、夏休み中ですが、今のところ大きな事件・事故等もなく、2学期のスタートがスムーズに切れそうな感じであります。7月末、全国学力学習状況調査の結果が集計され、市内では、小学生が国語、算数ともに県平均を上回っている状況、中学生においては、国語、数学が全国・県平均を上回っている状況であります。一方で、英語にマイナスが見られました。基礎学力が大切であります。これから求められる英語力、言語・コミュニケーション力の向上のために実際の授業の内容を評価されたことが大きな内容でありました。教諭側の指導方法に係る課題の分析、指導の工夫等を検討していかなければならないと感じております。

さて、本日の定例会ですが、出席委員ですが、委員全員が出席となっております。事務局職員についても、全員出席となっております。会議録署名委員には谷下田幹子委員にお願いをいたします。

本日の議案ですが、事前に配布しております日程表に記載がある4件です。それでは効率的に進めていきたいと思っております。議案第42号、「消

費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の意見について」事務局から説明願います。

教育部長

それでは、議案第42号、「消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の意見について」、説明いたします。資料の1ページをお開き願います。議案第42号「消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の意見について」、提案理由ですが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律により消費税率及び地方消費税率が令和元年10月1日から改定されることに伴い、関係条例の整備を行うものであります。2ページをご覧ください。2ページから12ページにかけて、関係する条例の一部改正について一括して記載してございます。資料として提出いたしましたのは、この9月市議会定例会に上程する条例改正案でありまして、ここではそのうちの教育委員会各課等が所管する各施設の使用料の改正になってきます。使用料改定の計算方法であります。例えば第29条郷土資料館のところ、梅津会館会議室ですが、表中、改正前650円とあります。こちらは $650 \div 1.08 \times 1.1 = 662.03$ となりますが、10円未満を四捨五入するものです。この10円未満の取扱いについては、各自治体により決められますが、本市の場合は四捨五入としております。よって別表にありますように、改定後は梅津会館会議室660円となるものです。以降、第30条から第44条まで、教育委員会関係施設の設置管理に関する条例の一部改正となっております。第30条は市郷土文化保存伝習施設、第31条には市運動公園、大里ふれあい広場や大方運動広場、天下野運動公園、里美運動公園の料金改定となっております。続いて、32条、市スポーツ施設、第33条、市民交流センター、第34条、市交流センターふじ、第35条、市水府総合センター、第36条、市里美文化センター、第38条、市温水プール、第39条、市水府海洋センター、第40条、市生涯学習センター、第41条、市西山研修所、第42条、市春友手づくり工芸センター、第43条、市工芸交流センター、第44条、市梨木工芸の森、以上の教育委員会所管施設の設置管理に関する条例について一部改正を行い、使用料の改定を行うものです。12ページの下段、附則であります。この条例は令和元年10月1日から施行する。経過措置といたしまして、この条例の施行の日前に使用の許可を受けた者に係る使用料、利用料金につきましては、なお従前の例による、としております。議

	案第42号については、以上です。
教育長	ただいま、議案第42号、「消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の意見について」説明がございました。委員の皆様、何か質疑等がございますか？
委員	特になし
教育長	<p>それでは、なければ、議案第42号「消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の意見について」は議決いただいたことといたします。</p> <p>続いて、議案第43号「常陸太田市教育委員会の所管に属する職員の任免について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
教育部長	<p>議案第43号「常陸太田市教育委員会の所管に属する職員の任免について」</p> <p>(審議の結果、原案どおり可決)</p>
教育長	続いて、議案第44号「常陸太田市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明願います。
教育部長	<p>それでは、議案第44号、「常陸太田市公民館運営審議会委員の委嘱について」説明いたします。資料の15ページをお開き願います。議案第44号、「常陸太田市公民館運営審議会委員の委嘱について」、提案理由ですが、平成31年3月31日をもって任期が満了となったことから、その後任の公民館運営審議会委員を委嘱するため、提案するものであります。16ページをお開き願います。委嘱者委員名簿ということで、記載がございます。染和田公民館ですが、中西町会長からの委嘱となっております。任期につきましては、令和元年8月23日から令和3年3月31日までとなっております。</p>
教育長	ただいま、議案第44号「常陸太田市公民館運営審議会委員の委嘱について」説明がございました。委員の皆様、何か質疑等がございますか？
委員	特になし
教育長	<p>なければ、議案第44号「常陸太田市公民館運営審議会委員の委嘱について」は議決いただいたことといたします。</p> <p>それでは、続いて、議案第45号「常陸太田市運動部活動の方針の改定について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>

資料の17ページをお開き願います。議案第45号「常陸太田市運動部活動の方針の改定について」、常陸太田市運動部活動の方針に文化部活動の運営方針に加え、各学校における部活動の適切な運営が図られるよう、常陸太田市部活動の運営方針に改定するものです。提案理由ですが、こちらは、今般、文化庁から文化部活動のガイドラインが示されたことを踏まえて、「常陸太田市運動部活動の方針」に、文化部活動の運営方針を加えて「常陸太田市部活動の運営方針」に改定しようとするものであります。

資料の18ページから29ページにかけて、常陸太田市部活動の運営方針(案)がございますが、併せて、A4横長の資料、新旧対照表をご覧願います。下線の部分が変更箇所となっております。表題ですが、運動部活動の方針を部活動の運営方針に、「はじめに」のところで、運動部活動を部活動に、ということで、文化及び科学等を含むものとしたしました。文化部活動に係る文言も記載があり、「文化部活動は、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである」、ということ。「文化部活動については、芸術文化を目的とするもの以外にも、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動を行うものなども幅広く含まれるものと一般に捉えられていることから、運動部以外の全ての部活動を文化部活動と表記する」、としました。また、新たに策定の趣旨ということで追加した項目に、「文化部活動においては、生徒が生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること」、「生徒の自主性、自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、部活動を強制したりすることがないように、留意すること」、以上追加いたしました。ほかにも、適切な指導の実施中、「文化部活動顧問は、生徒が生涯にわたって文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う」、と追加いたしました。

また、適切な休日等の設定中、「文化部活動においても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであるため、授業及びその準備のための時間や生活時間全体とのバランスを見ながら、活動時間を設定することとする」、というように追加しております。

最後に、生徒のニーズを踏まえた環境の整備中、生徒の多様なニーズを踏まえた文化部活動の設置について、「校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の分か部活動が、性別や障害の有

	<p>無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも答えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行なえる等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部活動の設置を検討する」、と追加しております。</p> <p>以上のような内容で、運動部活動の方針に文化部活動の運営方針を加えて、常陸太田市部活動の運営方針に改定するものであります。</p>
教育長	<p>ただいま、議案第45号「常陸太田市運動部活動の方針の改定について」説明がございました。委員の皆様、何か質疑等はございますか？</p>
委員	<p>特になし。</p>
教育長	<p>なければ、議案第45号「常陸太田市運動部活動の方針の改定について」は議決いただいたことといたします。</p> <p>それでは、本日予定しておりました議案は以上です。続いて、7「その他」に移ります。教育財産（里美文化センター入口）の所管換について、事務局から説明願います。</p>
生涯学習課	<p>生涯学習課長です。別冊の資料で財産引継書（4ページの資料）がございました。まず、名称は里美文化センター入口。所在は2件あります。1件目、常陸太田市折橋町772番地の6、地目は宅地、地籍182.63㎡のうち7.64㎡、もう一件は折橋町772番地の7、雑種地、地籍は52㎡のうち24.70㎡です。所管換の理由は、国道461号線の改良工事として、国道349号線交差点から西側の拡幅工事に伴うゼブラゾーンの変更等により、歩道を設置するため用地を常陸太田工事事務所が必要とするものであります。今年の7月に茨城県常陸太田工事事務所からこのような依頼があったものです。以上です。</p>
教育長	<p>委員の皆様、何かご質問等はございますか。</p>
委員	<p>特になし。</p>
教育長	<p>以上で本日の議案及びその他の項目について、終了となりました。</p> <p>その他 報告等はありませんか。</p>
委員	<p>特になし。</p>
教育総務課	<p>○ 令和元年度教育委員会委員等 学校訪問の日程 （別紙日程表のとおり。水府小中学校竣工前の着工状況視察）</p>
教育総務課	<p>○ 教委員会定例会（9月）日程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時 9月26日（木）15：00～ ・場所 常陸太田市役所分庁舎教育委員会会議室
教育長	<p>閉会 15：52</p>


